

講演

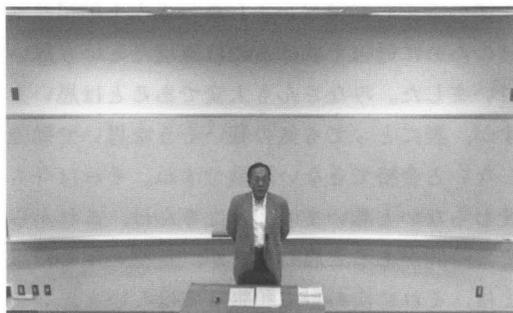
弁護士 30 年を振り返って

(2014 年 7 月 5 日)

小野 毅 氏

略歴

1982 年 司法試験合格
 1983 年 東京大学法学部卒業
 1985 年 弁護士登録（横浜弁護士会）
 日弁連司法制度調査会副会長，日弁連弁護士任
 官推進センター副委員長，日本司法支援センタ
 ー神奈川地方事務所副所長等歴任
 2014 年 横浜弁護士会会長



司会

法曹倫理の授業では、毎年、横浜弁護士会の会長にご講演をお願いしています。今年は、この 4 月に新しく会長に就任された小野毅先生にお願いしました。まず簡単に小野先生の経歴をご紹介します。小野先生は東京大学在学中の昭和 57 年に司法試験に合格され、翌年大学卒業とともに最高裁判所司法研修所に入所されました。修習期は 37 期でいらっしゃいます。研修所修了後、昭和 60 年に弁護士登録をされています。横浜弁護士会では、平成 13 年度に副会長を務められました。平成 22 年度には、常議員会の議長を務められました。また、日本司法支援センター、すなわち法テラスの神奈川地方事務所の副所長も務めておられます。本日は有意義なお話が聞けるものと思いますので、ご静聴ください。

1 はじめに

小野 ただいまご紹介頂いた小野と申します。今のお話では、私が優秀な学生であったような印象を持たれたかもしれませんが、実際にはそ

うではありません。大学入学も一浪しています。なぜ司法試験を目指したのかといえば、教養課程のときに英語の成績があまり良くなく、このままでは良い就職口も見つからないかもしれない。しかし、ここで頑張れば法曹になれるかもしれない。司法試験は、在学中の成績がどうであれ、努力すれば合格できるだろうと考えたにすぎません。在学中に合格したのですが、1 年留年しています。そういうわけで、先ほどご紹介頂いたほど優秀な学生であったわけではありません。みなさんも受験のためにロースクールで勉強されているわけですが、私ももう年を経て 56 歳になるところで、なんとなく若いときに戻りたいと思うことがあります。しかし、それでも司法試験は二度と受けたくないという気持ちです。この教室にも何人かの横浜弁護士会の会員の方々がおられて、私は少し緊張しておりますが、みなさんももう司法試験を受けたくないという点では、私と同じ気持ちではないかと想像します。霞ヶ関で法務省の敷地内のトンネルのようなところを抜けて行くと、中庭に掲示板があり、そこで司法試験合格者の名簿が

張り出されるのですが、私はそこでいくら探しても自分の名前がないという夢を何度も見えています。今考えてみると、あの当時は本当に気が狂いそうな状況だったと思います。毎日の日課を決めてひたすら勉強する。私の場合は、毎日図書館に通い、答案練習の予定に合わせて勉強していました。また友達と昼食を共にしながら法律の話をして過ごしました。もう1年司法試験のために勉強を続けるのは無理だという思いでいました。みなさんも大変であるとは思いますが、誰にとっても気の狂いそうな思いで勉強しないと合格できない試験ですね。それは今も変わらないと思います。みなさんは、これからまだ時間があると思いますが、目標を定めた以上は、それに向かって頑張してほしいと思います。

2 抱負

昭和58年は、西暦では1983年で、もう35年ほど前になりますが、その頃に私は修習生になりました。修習が終わるときにクラス最後のミーティングがありました。そこで、全員が一言ずつ、裁判官になる、弁護士になる、などと抱負を述べました。そのときに、私は、「弁護士として世の中を1ミリ動かしたい」と言いました。いま振り返ってみると、我ながら生意気で名誉欲の強い嫌な奴だと思いますが、一方ではそれくらい生意気の方が良いのではないかとも思います。それくらいの気持ちがないと、実務ではやっていけない。物を言ったけれども何事もやらなければただの生意気ですが、言った以上は何かをしなければならぬ。それに向けて全力を尽くす。生意気な発言も、自分に負荷をかけて努力することにつながるならば、それで良いと思います。私の血液型はOですが、何でも後回しにする傾向があります。それで、自分で負荷をかけていかないと、なんとなく流されてしまうという気持ちでした。ですから、みなさんも多少生意気でよいと思います。あまり生意気過ぎると周りから総スカンをくらうこ

とになりますが。ここにおられる鈴木義仁教授は、私と一年違いで、かつて私と一緒にいろいろな活動をしたことがあり、私のことをよくご存じです。たぶん私のことを嫌な奴だと思っていたに違いないので、あとで鈴木先生に伺ってみてください。

3 修習生

私は、ちょうど昭和60年、1985年に弁護士になり、横浜弁護士会に登録しました。修習地は仙台で、当時は1年4か月間仙台で修習を受けました。私は、地方で修習を受けながら、1年に何回か東京で修習を受けている仲間と会って食事等の交歓をしていました。そのときに、東京にいる人々は、「東京が日本の中心で、全てが東京だ」という感覚を持っているようで、ちょっと嫌でした。私は、仙台の弁護士さんからは、「仙台に残れ」とかなり勧められたのですが、それも何か気が進まず、中途半端な気持ちで横浜にやってきたわけです。私はもともと川崎の元住吉の出身ですから、神奈川県にはすごく愛着があって、横浜弁護士会で仕事をしたいと思い、今に至っています。

4 弁護士登録と消費者問題

1985年というのは、バブル景気の真最中でした。修習生時代もそうなのですが、その頃は、利殖商法のような消費者事件あるいはサラ金事件がいろいろ問題となっており、私もその一環として消費者事件を扱うことにしました。当時鈴木義仁先生は修習生でしたが、私は、鈴木先生とも弁護士活動の中で関わりを持つようになりました。弁護士となった直後の5月頃に豊田商事事件が起きました。豊田商事は、顧客に金(キン)を買わせてそれを預かる、そして1年に10%程度の利息を支払うという内容の取引をしていたのですが、この5月に破産したのです。豊田商事は桜木町の駅前に支店を持っていたので、私はそこまで仮差押えに出向いたことがあります。支店には金が山積みになっている

ように見えたので、シメタと思って手にとってみたところ、プラスチックの固まりに金色の塗装をただけのもので、他に現金もその他の資産もありませんでした。結局差し押さえたものは、電話機を置くための木製の台だけという状態でした。この事件は全国的な規模で発生し、またそれには私と同期の若い弁護士が多数係わっていたのですが、どこでも同じ状態でした。

なお、私は、修習生の頃から消費者問題の研究会に参加して、修習の一環としてもこの利殖商法を調査したことがありました。最近安愚楽牧場が破綻しましたが、和牛商法といってその当時から問題にされていたものです。顧客が牧場から牛を買い、飼育のために預けて配当をもらう、肉をもらうというのですが、金が和牛に変わっただけで、豊田商事事件と同じだという指摘はずいぶん前からありました。しかし、安愚楽牧場は、規模も大きく破綻の心配はないと言っていたのです。結局それが破綻するまでに25年ないし30年ほどかかったわけです。

豊田商事の事件では、破産申立てにより破産手続が開始されて、全国の被害者に配当がなされたのですが、配当率は数%でほとんど出資金の回収はできませんでした。しかし、豊田商事の関係者は、相当に高額な歩合給を得ていたのです。私たち弁護団は、これらの者に対しても訴訟を提起しました。私は、こういう弁護団内部の交流で多数の知己を得ることができました。

5 専門分野

私の事務所で扱う事件の分野としては、労働関係事件の労働者側、住民訴訟の住民側、情報公開の条例が全国に広まった時期には、情報公開の事件、不開示の場合の異議申立事件が主なものでした。個人情報保護条例は、私が弁護士になって数年を経て制定されるようになりました。川崎市が初めですが、そこで異議申立事件の意見陳述をしたこともあります。私は、このように個人相手の事件を中心に扱っています。あとは中小零細な企業を顧客としています。

みなさんは、今弁護士になってもなかなか仕事がないということで心配していると思います。たぶん横浜弁護士会の多くの弁護士は、そういう事件を1つ1つ経験して依頼者に喜んでもらえるならばそれでよい、またそういう依頼者の口コミで次の依頼を得るというやり方をしていると思います。実態として、30年弁護士活動をしていると、そういう輪がかなり広がります。また士業、つまり、税理士さんなどの専門家からの紹介も多いです。私は残念ながら顧問企業というものがあまりないので、日々依頼者から受ける事件がほとんどです。弁護士は水商売だと言われていますが、これはまさに私にあてはまる言葉です。要は、依頼者が来なければやっていけない、人気があればやっていけないということです。またその人気というのは、弁護士の仕事をしっかりやって、その良い噂で得られるものと思っています。

私は、生意気なところがあるので、けっこう敵も多くいます。弁護士会には懲戒手続というのがありますね。弁護士が依頼者からの預かり金等を横領する等の行為をすれば、除名されることもあります。私は、今、横浜弁護士会の会長に選ばれてから3件の懲戒申立てを受けています。インターネットで私の名前を検索すると、たくさんの私に対する悪口が出てくるはずですが、事件の関係者が自分の思うとおりにならないと、弁護士を攻撃してくることがあるのです。

6 私の原点

私は、今年で弁護士生活30年目ですが、昔は1年間で100件、今は20~30件くらいを扱います。ただし、会長になってからは、全く自分の仕事はできません。そこで、今まで扱った事件の中から2つを取り上げてお話ししたいと思います。これらは、私にとって大変に重い事件であり、また私の考え方に大きな影響を与えたものです。

(1) 過労死

一つは過労死の事件です。みなさんはすでにお分かりでしょうが、この種の事件では民事の損害賠償を請求する前に労災の認定等の手続を行います。業務によって生じた疾病について、本人と使用者側が支払う保険料に基づいて、治療費、療養給付を支給する制度です。たとえば、建築現場で足場から落ちてけがをしたというのはきわめて分かりやすい労災事故です。また出勤途上で交通事故にあったというケースも、同様に分かりやすい労災事故です。

難しいのは職業病です。昔は、コンピュータはありません。私が弁護士になったときに初めてワープロというものが事務所に導入されました。1台100万円もするものが1台だけ入ったのです。それまでは、法律事務所では和文タイプを使用して訴状等の書面を作成していました。今和文タイプを使っているところはないでしょうね。和文タイプというのは、1つ1つ使用する活字を拾って文章作成するもので、大変な手間がかかりました。また和文タイプがないところでは、ガリ版印刷の方法も用いられていました。いずれにせよ、和文タイプやガリ版の作業に従事する人は、同じ姿勢を続けるので肩や肘に大きな負荷がかかり、肩こりを超えて痛みや痺れの症状を引き起こす場合があります。頸肩腕症候群と呼ばれるものがそれです。もう1つの例は、チェーンソーで山林の樹木を伐採する際に、作業者は身体に強い衝撃を受けることがあります。また、これが日常的に続くことで、肩や腰に痛みの症状がでます。この例も、職業病の認定は難しい。因果関係があるのかどうかの判断が難しいものです。労災の用語で「業務外」という言葉がありますが、当該の症状が業務と因果関係がないことを意味しています。

昭和60年代は、過労死の問題が少しずつ広がりを見せた時代でした。厚生省のマニュアルによると、「過労死とは過度な労働負担が誘因となって、高血圧や動脈硬化などの基礎疾患が悪化し、脳血管疾患や虚血性心疾患、急性心不

全などを発症し、永久的労働不能または死に至った状態をいう」と定義されています。分かりやすく言うと、仕事が忙しく、また仕事の負担が大きいので、そのために脳や心臓の病気にかかって死亡する、あるいは生きていても仕事ができない状態になるというものです。過労死という言葉は非常に分かりやすいですね。初期の頃は確か急性死事件というような言い方をしていました。この言葉では単に本人が病死したという意味になります。しかし、過労死は、仕事の負担が重くて死亡したという意味になるので、名称として分かりやすいわけです。最近、6月に「過労死防止対策推進法」（平成26年法律第100号）という法律が制定されましたが、過労死が問題となってから30年目のことです。おそらくみなさんも身近なところで見聞されているのではないかと思います。派遣労働者等のアルバイトの労働過重は、30年前よりもっと深刻になっています。

さて、30年前でも、急性心不全は医学的にもその原因がかなり解明されていて、労働との因果関係が認められやすい状況でした。ところが脳出血の場合何種類もあり、いわゆるくも膜下出血は、脳の外側から2枚目の膜の下にいろいろな血管があるのですが、そこが破裂して出血するというものです。直接の原因は、その血管に動脈瘤ができる。動脈瘤というのは、人が先天的に持っているものですが、最初はミクロン単位の小さなものが、人によって年齢と共に大きくなる。1ミリ2ミリになると、血管壁を押し潰して血管が破裂するというメカニズムが分かっているのですが、では何によって破裂するのかということと労働の負荷を関係づけた医学的研究がなかった。今もないのです。しかし、当時からかなり多くの労働衛生関係の学者が症例の実証的研究をしていて、たとえば、トラックの運転手の場合はこういう状況でなりやすい、これだけの長時間労働になると、くも膜下出血が発症する例が多いというような統計が少しずつ出ている状況でした。したがって、くも膜下出血

による死亡過労死と認定されることはきわめて難しい状況でした。ただし、当時の労働省の認定基準によると、直近に特異な事象の存在、たとえば、雷が目の前に落ちたとかすごく驚いた場合には血圧が一挙に跳ね上がるので、そのときには動脈瘤が破裂することがあることは認める。あるいは直近1週間の業務がそれまでの業務に比べてすごく多くて血圧が相当に上昇したと思われる場合には、くも膜下出血死を過労死として認めるということでした。

これから取り上げるのは、私が弁護士になった直後に扱った事件です。これは、その後10年以上かかりました。まず、1985年の5月に本人が労災申請をして棄却されたので、その審査請求をすることになりました。その段階で、当事者が私の事務所の方に相談にこられたのです。事故の内容としては、その前年、1984年に発症して、幸いにして生きているのだけれども労働が不可能な状態でした。依頼者は、ある保険会社の支店長付運転手でした。依頼者はその保険会社の下請け会社に籍があり、毎日支店長の自宅と会社の間を送迎する、また外出先への送迎をする等の仕事をしていました。仕事は朝から夜までである、また支店長のいろいろな付き合いにも及びました。非常に労働密度が濃くて空き時間が少ない。また空き時間があれば、自動車の清掃をするという状況でした。発症する1年前の1か月間の時間外労働時間は、平均150時間、1日あたり6時間でした。発症前の1か月はさらに多くて1日7時間を超えていました。本人は酒も飲まない、たばこも吸わないということで、くも膜下出血に影響するような習慣は持っていません。たまたま連休が終わった5月11日に発症したのですが、前日の睡眠は3時間30分でした。これで残念ながら労災認定を受けることができませんでした。一番大きな問題は、もともと長時間労働であることです。しかし、直近の1週間をみると連休が挟まっているので、その前に比べて労働時間が少ない。たまたま前日の睡眠時間は3時間30分

でしたが、その間数日休んでいますから、時間外労働時間は非常に少ないのです。直近1週間の業務が前に比べて過重であるという基準に該当しません。幸いなことに、本人は運転日誌をつけていました。いつどこへ行ったか、何キロ走行したかという記録を残していました。さらに頭が痛い、目が痛い等の身体状況についても記録していました。このような資料を提出したのですが、申請は通りませんでした。タクシーの運転手さんは1日20時間ほど走行します。しかし、それは2日分としての計算です。朝9時頃から次の日の朝5時ないし6時ころまでですが、次の日は仕事明けで休みとなります。本人はタクシーの運転手ほど長時間ではないけれども毎日仕事しているのです。私は、これは絶対におかしいと思いました。走行距離についても、1日でタクシー2日分と同程度走行しているのです。タクシーの運転手については、当時の運輸省で、仕事が過重にならないように制限しているのですが、その趣旨にも反するわけです。また、みなさんも経験されたことがあると思いますが、自動車を運転していると、ときどき自分でも「アッ危ない」と思うことがあります。「ヒヤリ・ハット」事故です。このことがたまたま運転日誌に記録されていたので、これをもとに主張しました。

行政手続の場合、まず原処分があり、次に審査請求がある。労災の場合、労働基準監督署の処分があり、次に労働保険審査官が審査をする。そこではねられると東京に全国でひとつの労働保険審査会があり、ここで再審査請求ができます。この過程を経ないと裁判ができません。したがって、実情は6審制です。再審査請求のときには口頭意見陳述の機会があり、審査委員の前で直接に意見を述べることができます。そこで、この「ヒヤリ・ハット」事故について強く述べたところ、結構好感を持って頂いたという感触がありました。しかし、実際には、原処分を覆すことができず、この結果には不服があるので、裁判をしようと考えました。

そこで先ほどお配りしたレジュメの問題が関係します。相談者はご夫妻ですが、夫が労災事故により就労不能となりました。介護の必要があり、奥さんが付き添っていただけない状況でした。奥さんは、介護の傍ら短時間のアルバイトをして生活を支えていました。もうその段階で5年ほどが経過しており、ご夫妻は貯金を使い果たして借金で生活をしていました。しかし、自宅マンションがあるので、生活保護を受けることができない。今では少し状況が変わっていますが、当時はその状態では生活保護を受けることは無理でした。ご夫妻は生活費に困窮していました。私の方は、月に1万円くらいずつの弁護士費用をもらっていましたが、それを頂くのも心苦しいと思っていました。裁判費用は、それ自体としては安いのですが、鑑定費用がかかります。30万円ほどはかかるだろうと予想されました。また私一人では荷が重いので、当時横浜で結成されていた過労死弁護団に応援を頼みました。当時、鈴木義仁先生の同期生たち、すなわち38期くらいの人々が修習生時代に全国で過労死の問題を研究していました。またそのうちの強力なメンバーが横浜弁護士会に登録し、過労死弁護団を発足させていたのです。私は、そこに申し入れをして、初めての弁護団事件として取り上げてもらいました。その際、弁護士費用はさすがにゼロというわけにはいきません。おそらく数10万円はかかるかと予想されました。裁判に勝つことができれば、長期間の療養給付の支払いを受けることができる。また月額13万円としても総額で1千万円を超える額になるので、そこから弁護士費用の回収は可能です。しかし、当時の状況としては、裁判に勝つ可能性は高いとはいえない。私たちは、この原処分はおかしい、何とかしなければならぬと思っていたけれども、勝訴の見込みが立たない。また事件の性格上和解の可能性もない。このような状況で、弁護団が弁護士費用、鑑定費用を立て替えて事件を受任することができるかが問題となりました。この問題に関して、

レジュメに、弁護士職務基本規程の20条と25条を掲記しておきました。

「20条 弁護士は、事件の受任及び処理に当たり、自由かつ独立の立場を保持するように努める。

25条 弁護士は、特別の事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は自己の債務について依頼者に保証を依頼し、若しくは依頼者の債務について保証をしてはならない。」

なぜこういう規定があるのか。今はもう存在しませんが、かつて交通事故専門金融というのがありました。交通事故の被害者に対してその損害賠償請求権を担保にお金を貸すという業者が神奈川県に存在したのです。この業者は、被害者に代わって裁判を起し、勝訴して得た金銭から貸金を回収するのです。私のある依頼者は、その業者からお金を借りて治療費や生活費にあてていましたが、なかなか解決ができないので、私のところに相談にきたのです。私の方ではその業者にもう関係を持つなと申し入れをしたのですが、相手方は、弁護士法違反など全く気にかけておらず、困った記憶があります。私は依頼者の代理人として訴えを提起し、またその業者はその訴訟に独立当事者参加をして争ったのですが、幸いなことに裁判の途中でその業者は警察に捕まったので、そのあとは訴訟がスムーズに進行し、損害賠償金を得ることができました。この業者を弁護士に置き換えてみてください。弁護士は依頼者との間に金銭の貸借や保証があると、依頼者のためではなく自分自身のために訴訟する可能性が生じるのです。これを禁止するのが25条の趣旨です。こういう規定がある中で、さて当面の事件をどうすべきでしょうか。どなたかご意見はありませんか。さきほどの懲戒手続のことを考えると、やはり弁護士が依頼者にお金を貸すことはしないでしょうね。今であれば、法テラスの利用が考えられます。勝訴の見込みがあるかと言われるべきわめて微妙なので、法律扶助を受けることができるかどうかははっきりしないところがあります。またそ

のハードルを超えたとしても、法律扶助は裁判に関するもので、行政不服審査の手続には及ばないという問題があります。いま法律扶助の範囲を広げようという議論をしているところなのです。しかし、本件では、依頼者に若干の資産がある、すなわち、自宅があるという点で当時の基準では無理でした。純粋に弁護士の立場を貫くのであれば、先ほどの懲戒の問題が出てくるでしょう。したがって、この問題に正解はないのです。本人がどこからか借りてくるようになるかもしれない。訴訟費用は、行政訴訟なので、それほどはかからない。数千円ですむはずです。弁護士費用は、私自身がやるのであれば、それほど考えなくても良いのですが、鑑定費用は本人に工面してくださいということになると思います。多くの事件では、これが実情です。刑事事件で国選弁護をやっていると、鑑定が必要となる場合がある。ところが診断書作成については、3万円が限度です。裁判所が鑑定を命じる場合は、当事者は訴訟が終わってからその費用を負担することになりますが、私的な鑑定を依頼する場合には最初から自分でその費用を負担することになります。弁護士がそれを立て替えると、この職務規程に抵触します。しかし、どうしてもその鑑定が必要であれば、弁護士が立て替えるしかないかもしれません。こういう場合は少なからずあります。また提訴までに時間の余裕がある場合には、毎月少しずつお金を貯めてもらってからということもあります。しかし、その時間的余裕がないときはどうするか。私はこの労災事件では若干ですが立て替えをしました。回収不能になるのではないかとつらい思いをしたことがあります。

立替えが許されるのかどうか、みなさんがその場面に遭遇したらどうするか、真剣に考えて欲しいと思います。もちろん訴訟に勝つ可能性もあるし、敗訴した場合でも依頼者には自宅があるので理論上は回収可能ですが、私はそのときに大変に悩みました。私は当時まだ独身でしたから貯金でしばらくは持ちこたえることがで

きると考えました。しかし、みなさんの場合には奨学金の返済で苦勞するはずですから、私と同じようにはできないかもしれませんね。私はこの事件では依頼者のために何とかしなければならぬと思いました。

また幸いなことに、弁護団としては有力な方々が参加してくれました。一審は横浜地裁で1993年3月23日に判決がありました。このときに勝訴しました。判決は、「過重な業務が、原告の精神的肉体的負荷となって原告の諸疾病をその自然的経過を超えて著しく増悪させて発症に至らしめたことから業務上の疾病に当たる」として不支給決定の処分を取り消しました。この訴訟では、本人は、会話はできるので、弁護団は、当事者尋問を行ったところ、その最中に本人が倒れてしまって救急車で病院に搬送するなどということもありました。国側の代理人は、検察官が担当します。検察官は刑事事件を扱うのが通常ですから、民事事件の経験がない。しかし、本件では、裁判官が法務省に外向して国側の代理人になっていました。後日その裁判官と話をする機会があったのですが、その方も何とか救済しなければならぬと思っていたとのことでした。これは誰もが救済の必要を感じる事件であったと思います。ところが、国から控訴されて、東京高裁で敗訴しました。何が一番の問題かというところ、裁判官は科学的因果関係にだけ興味を持って、一審でも鑑定をしましたが、高裁でも再度鑑定を行いました。控訴審における鑑定人は、純粋に医学的なことだけを考える人でした。地裁における鑑定人は、労働衛生学の専門家として自動車の運転従事者について専門的に研究しており、法廷で丁寧に意見を述べてくれたのです。しかし、高裁では、医師が鑑定人となり、この問題はまだ科学的に解明されていないという意見を述べたのです。私たちが1つ油断をしたのは、地裁で3名の合議制で裁判されたのですが、判決言渡し直後に裁判長が東京高裁の第7民事部に転任した。さすがにこの裁判官は控訴審の合議体に加わって

いないのですが、ほかの裁判官がこの裁判官に恥をかかせることはしないだろうと考えたのです。これは、私たちの気持ちのゆるみでした。もちろん敗因はこれだけではありません。ちょうどその頃、1993年5月というのは、次にお話しするオウム真理教の事件が破裂した頃で、私たちにとってものすごく忙しい時期でもあったのです。私たちは、必死になって労働衛生学的なものを考えながら、医学的には原因が解明されていなくても、労働衛生学ではこれだけの研究テーマや成果がある。これらを一切証拠から排除したのはおかしいと、またその他いろいろな主張をあわせて上告しました。それから5年後、2000年7月17日に幸いにして勝訴判決を得ることができました。

本人は、発症してから16年間経過していたのですが、その間の療養給付を受けることができたし、私も立て替えたお金を回収することができました。みなさんの中で労働法を受講されている方は、労働法判例百選にこの最判の解説があるのでごらんになってください。横浜南労基署長（東京海上横浜支店）事件（785号6頁）というタイトルがついています。この事件が判例百選に取り上げられたのは、これと同種の事件が関西でも起きていたところ、最高裁が2件について同時に労災事故を認定する判決をしたからです。この判決をうけて、当時の労働省は認定基準を変更しました。それによると、主認定基準は、異常な出来事に遭遇したこと、短期間の過重労働に就労したこと、長期間の過重労働に就労したことということで、直前の1週間を大きく広げて、もともと長時間労働を続けていた人についても認定するというように変わったのです。ほかにも労災事件を何件か扱いましたが、この認定基準が変わったことで、従来とは異なり、労災申請がスムーズに認められるようになりました。審査請求が通ったというだけでなく、監督署自らの原処分変更事例が何件か出てきたのです。この判決を受けて、私には、「これで世の中を1ミリでも動かすこ

とができたのかな！」という感慨がありました。これは、もちろん私1人の力ではなく、一緒にやってくださった過労死弁護団の方々あるいは過労死弁護団ができる前に研究会があって、そこで勉強をさせて頂いたことがありましたが、そういう社会情勢があったのです。

最高裁には、裁判官のほかに調査官がいます。調査官は、最高裁に提起された上告等の事件について関連する判例や学説を調査して裁判官に報告します。裁判官はそれに基づいて事件記録を読み、また調査官との話し合いを通じて判決内容をまとめて行きます。たまたま弁論をした際に分かったことですが、私と司法研修所同期の同じクラスの人が調査官だったのです。それで少しは丁寧に書面を見てくれたのではないかと思います。いずれにせよ、私1人の力ではないので、私が1ミリ動かしたというのは事実ではありません。しかし、それなりに充足感を得ることができた事件でした。

(2) オウム真理教事件

もう1つのケースは、坂本弁護士一家拉致事件とオウム真理教事件のお話です。オウム真理教事件については、みなさんがご存じかどうか分かりませんが、つい最近菊池直子について懲役5年の判決がありました。昨年平田信についても判決があり、来年には高橋克也という逃亡犯の裁判があります。みなさんの年代ですと、オウム真理教の事件は、すでに高校の教科書などで歴史上の出来事であるかもしれません。私の子どもはいま高校2年生ですが、学校でオウム真理教の話を知り、家でもその話をするのですが、私は、その様子を見ていてあの事件が既に歴史的な出来事になってしまったという感じを受けるのです。

私がオウム真理教と係わるようになったのは、いまから25年前、1989年6月頃のことでした。あの事件で亡くなった坂本弁護士から、ある事件について声をかけられたのが始まりでした。それまでは、私は消費者保護の方向で靈感商法

の事件を扱ったことがありました。それと同じく宗教に関する事件ということで、私もこの呼びかけに応じたのです。当時オウム真理教についてもマスコミで問題にされるようになっており、特に家族の一員が教団に入信したまま連絡が途絶えて困っているというような事件が頻発していました。

坂本さんが最初に取り上げたのも、17~18歳の未成年の子どもが入信した事件で、オウム側に対して子どもと連絡することができるようにと交渉したものです。私たちは、オウム真理教被害対策弁護団を結成し、いろいろなことを調べました。この水を飲むとDNAが活性化してエネルギーが高まる、それを京都大学の〇〇研究所がお墨付きを与えているというので、私たちは京都大学まで出向いてその真否を確かめたりもしました。まだオウム真理教の実態も定かでなかったのも、その所在地や所有する財産等の調査もしました。坂本さんはそういう中でマスコミに顔を出し、また相当数の内容証明をオウム真理教宛に発信しています。したがって、オウム真理教側から見ると、私たちは対抗団体であることがはっきりしていたと思います。10月の終わり頃に、オウム真理教に入信した家族をもつ数10人の方々が、被害者の会を結成して、教団側に公開質問状を提出する等の過程で、坂本さん一家の拉致事件が起きました。当時は拉致事件だと思われていました。坂本堤さんと奥さんの都子さん、お子さんの龍彦ちゃんが殺害されたのですが、龍彦ちゃんは当時1歳で、今生きていれば、みなさんと同じくらいの年齢です。私は、一方では坂本さんの仕事を引き継いでそこにおられる鈴木義仁先生にも加わって頂いてオウム対策弁護団の仕事をしていましたが、他方では坂本さん一家がオウム真理教施設のどこかにいるのではないかと考えて探索活動もしていました。警察にもオウムの捜査を依頼したのですが、当時警察は室内に血痕反応が数10カ所あることを認識していました。したがって、室内でなんらかの暴行や傷害、最悪の場

合には殺人が行われたことも分かっていたはずですが、また、室内にはオウム真理教のブルジャと呼ばれるバッチが落ちていて、オウム真理教側の犯行を強く疑わせる状況がありました。しかし、警察は、そのバッチが弁護団によって置かれたと考えて、まともに捜査しなかったのです。残念ながら坂本さん一家の事件が解決するまでに6年間、1995年までかかりました。1995年1月に神戸の大震災が発生しましたが、3月に地下鉄サリン事件が起きました。地下鉄サリン事件が発生した翌々日ようやくオウムに対する強制捜査が行われました。坂本さんの事件は6月頃に捜査が始まって9月に遺体が発見されました。

それまで、私たちは、対オウムの活動をしていたので、オウムに対して言えることは何でも行って行こう、刑事事件、刑事告発、いろいろなことをやりました。みなさんはオウムの幹部で上祐史浩という名前を覚えているでしょうか。当時彼はテレビに出演して、私や鈴木義仁弁護士のコメントに対していろいろ言い返す、また非常に弁の立つ人で、「ああ言えば上祐」と言われていました。その上祐から暴力を受けたという元信者の方の依頼で、私は、上祐氏を刑事告発したこともあります。それから1990年にオウム真理党という政党が結成され、15人くらいが選挙に立候補して、選挙活動をしましたが、その際、全国の信者を杉並に集めて、一軒の家に数百人が住民登録するという事件も発生しました。これはおかしいということで、刑事告発したことがあります。あるいは、オウムはいろいろなものを販売していたので、これを消費者事件として扱うという活動もしました。またオウムに引き込まれた子どもたちを何とか取り戻すという活動もしました。

霊感商法の場合、キリスト教系の事件なので、キリスト教の牧師さんが子どもに対して「これは間違った教えだ」ということを家族と一緒に説得してくれたのですが、オウム真理教は仏教系であり、また日本国内の仏教ではなく

チベット仏教をメインとした教義をもつものだったので、そのような協力を得ることができませんでした。キリスト教の牧師さんをお願いしたこともありましたが、なかなかできる人がいなかったというのが実際です。私のほかにも滝本太郎弁護士がこういう状況を打開するために、やめた元信者さんに説得者の側に回ってもらって説得活動をしました。オウム真理教では、エネルギーが蓄積されると空中浮揚することができるということを言っていました。麻原彰晃教祖が30センチほど浮揚している写真が宣伝として使われていました。滝本弁護士は自分でも10センチほどの空中浮揚の写真を撮って浮揚は誰でもできるという反論を展開しました。ほかに武井弁護士が数センチの浮揚写真を発表したりしていました。

そのような状況の中でレジュメの設問2の事件が起きました。1991年の夏の頃でした。ある人身保護請求の依頼者がいました。人身保護請求というのは、ある人がどこかに拘束されている、自由がない、だからその人を解放せよという裁判所の命令を求めるもので、訴訟手続とは少し違います。第三者が請求します。一番使われる場面は、子どもの取り合いです。両親が離婚し、監護権のない親が幼児を連れて行く、それが違法な拘束だということで、もう一方の親が申し立てるわけです。英米法系の手続で、アメリカでは警察の逮捕拘留が違法であるとして申し立てる場合が多いのですが、日本では刑事事件ではこれを使うことはできません。

私の依頼者は、ある施設の管理者および被拘束者の両親です。子どもである被拘束者は、ある著名な大学の大学院生であり、またオウム真理教の信者でした。その宗教団体は、さきほど申し上げたように、親子の縁を切らせて、信者だけの集団生活を営んでいました。当時は上九一色村であるとか、富士宮であるとか、波野村などで、何百人という信者が社会から隔絶した状態で集団生活をしていたのです。たまたま被拘束者はまだそこまでいってなくて、大学院

生として勉強して、またアルバイトとして塾の先生をしていました。そしてその大学院生は塾に通ってくる子どもをオウムに引き込むなどの行為をしたので、子どもたちの両親が大学院生の両親に苦情を申し立てた。両親も何とかしなければならぬと考えて、その大学院生をある施設につれていきました。そこはいわばホテルのようなところで、その一室に大学院生を閉じ込めて、当然食料は支給するのですが、ときどきその施設長さんが、あるお寺の住職さんなのですが、大学院生と対話して呪縛から解放しようとして努力していました。また彼が入信させた子どもたちを親元に帰すように説得したりもしました。たまたまこのような事情を教団が察知して、その施設の周りを街宣車で取り巻き、また人身保護請求を申し立てる等したのです。私もよく自動車で見学に行きましたが、毎回帰路に信者の車で追いかけられました。また私の顔にハンドスピーカーを突きつけて「問題弁護士！早く解放しろ！」とかなり立てていました。この事件で、教団側が人身保護請求の申立てをしたのですが、もし決定が出ていたとすれば、私たちは、おそらく違法な拘束であるとして負けていたと思います。

このような場合、依頼を受けた弁護士はどう対応すべきでしょうか。参考となる基本規程をレジュメに掲記しておきました。

14条 弁護士は、詐欺的取引、暴力その他違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

21条 弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。

こういう人身保護請求の相手方の依頼を受けるということは、一般的にありえないわけではありません。しかし、こういう依頼がきたときにどうすればよいか。この場合、本人に食事は支給していても、軟禁しているわけですから、違法行為ですよ。弁護士でも真剣に議論しました。私は当時、一つはオウム真理教に対決してくれる宗教者がいないという苦しみがありま

した。この施設の管理者は、特にオウムを相手にしたのではなく、非行にはした子どもを矯正する等のために活動していたのです。感謝もされていましたが、苦情も多くあって、施設も移転しています。問題はあるけれども、親にとっては、頼りにもなります。むかし戸塚ヨットスクール事件というのがありました。問題のある子どもたちを合宿に参加させ、スパルタ式でヨットの操縦を教えて矯正しようというものです。しかし、この人身保護請求事件で問題となった施設では、暴力は使いません。人を軟禁はするけれども、時間をかけて親の思いを伝え、説得するものです。私は、軟禁には問題があるし、また時間がかかるのは困りましたが、施設管理者の動機としては悪くないと思っていました。普通の弁護士であれば、この事件を引き受けないでしょう。あるいは被拘束者を解放するように説得するだろうと思います。私もこの事件でなければたぶんそうしただろうと思うのです。当時現地まで自動車で2時間ほどかかるので、いつも車中で対策を考えていました。私たちには味方があまりいない。両親が自宅で子どもを説得している最中に信者がおしかける。また両親が知らない間に二階の窓から侵入して子どもを連れ出すことがしばしばありました。親から相談を受けても、私自身どうすべきかわからず非常に困っていました。そういう中で、私はここでがんばって新しい道が開けるのを待とうと思いました。場合によっては、私自身も被拘束者に会って説得しなければならぬと考えました。しかし、事務所の人や弁護団からはけっこう反発されました。それでも、私は人身保護請求の決定が出るまではなんとか本人を説得するという手段を選びました。今でもそれが正しいと思っているけれども、他の弁護士さんは疑問を持つかもしれません。私も、懲戒請求されたら、戒告または業務停止になるかもしれないと思っています。そういう意味で、みなさんにとっての正解は、やはり説得するか、事件を受けないということになると思いますが、

そのところをどうすべきかを真剣に考えながらやるのが一番大切ではないかと思います。

人身保護請求の場合、第一段階で被拘束者の代理人として弁護士が選任されます。その人がどういう状況で拘束されているのかを調査します。私達も当然被拘束者をその弁護士に会わせました。次に被拘束者も拘束者もすべて審問のために裁判所に出頭します。ここで私たちは大分議論しましたが、裁判所に出頭しないと逮捕されるなど刑事事件に発展するので、被拘束者を連れて裁判所に出頭しました。裁判所の近くのホテルに泊めて翌朝一番で審問を受けようとしたのですが、被拘束者はホテルから逃げ出してオウム真理教の施設に駆け込みました。したがって、決定は出されないまま手続は終わりました。幸いなことに、被拘束者は、自分が教えていた塾の子どもたちは何とかしなければいけないと考えたようで、1年ほど経ってからですが、子どもを親元に返したということがありました。その部分だけは気持ちが通じたのかなと思いましたが、残念ながらこういう結果になりました。しかし、私は裁判所の決定が出るよりも良かったかなと思っています。ちなみに、翌日本人と弁護士が私を尋ねてきて、なぜ早く解放するように施設の管理者を説得しなかったのかと私を詰問しました。後日、判例時報において昨年度の人身保護請求の概況という記事の中にこの事件が取り上げられていて、明らかに違法な拘束であることがわかる事件であったと記されていました。私は、世間一般の見方ではやはりそうなるのかと残念に思いました。1991年は、私もまだ30歳になった頃で、非常に悩みました。非常に辛い時期で、帰宅してからお酒を飲むことも覚えてしまいました。この悩みはなかなか分かって頂けないかもしれませんが、全力で事件にぶつかって行くからこそ悩むのだと考えてください。もしみなさんが実務につくときは、全力で一つ一つの事件にぶつかって考え抜いて最善の道を選択してください。ここに弁護士の職務規程はあるけれども、それを

踏まえてさらにどうすべきかを考えてください。

人身保護請求や連れ去りに係わったことは、たくさんあります。中には小学校に数人の大人がどやどやと入ってきて子どもを連れ去ったという事件もありました。指示をしたのは母親で自らオウム真理教に入信している。子どもは父親が確保していたのですが、母親が他の信者と共に学校に入り込んで子どもを連れて行ったのです。学校側は当然警察に連絡したのですが、警察は「親が連れて行ったのでは？」ということで介入しませんでした。この場合、こちらの方で人身保護請求する場面ですが、子どもの所在が転々してわからないのです。最初富士宮で申立てをしましたが、相手が大阪に移動してしまうという状態で、結局子どもを連れ戻すのに1年くらいかかりました。

また19歳の子どもの最初は親と一緒にオウム真理教に入信していたけれども、やはりいやだと逃げ出してきて、自活のためにアルバイトをしているところを、親が他の信者と一緒に連れ戻しに来たこともありました。私自身、オウム真理教はこんなにひどいところだということを書き出して出版し、また記者会見をしたこともあります。そういうことが1つ1つ名誉毀損にあたるということで刑事告訴されました。それで、私は何回も被疑者になりました。警察には前歴調書というのがあるのですが、それを見ると、少なくとも3回は被疑者になっています。ちなみに前歴というのは警察で被疑者として取り調べを受けたということですから、いわゆる前科とは意味が違います。

幸いなことに1995年に地下鉄サリン事件が起きてオウムの犯罪が明らかになりました。教祖、幹部その他大勢の者が逮捕されました。まだ先ほど触れた3人の逃亡犯については裁判が続いていますが、それ以外の者については、裁判は終わっています。オウム真理教の法人格は、宗教法人法に基づく解散命令や破産手続を経て消滅しています。しかし、実体としての教団は、アレフとかひかりの輪という形で残っていて、

もしかしたらみなさんの周りにも信者がいるかもしれません。横浜支部道場というのがありますから、もしかするとヨガに誘われて行ってみたらアレフだったというようなことがあるかもしれません。

破産の手続をやる前に、地下鉄サリン事件の被害者が、民事訴訟を提起して完全に勝訴しました。1人あたり数千万円を支払えという判決はもらっていますが、現実には賠償金を得ていません。判決が出ると、当然に賠償金の支払いを受けることができると思われがちですが、実際には強制執行するか任意で支払ってもらうのでなければ、判決はただの紙片です。私自身勝訴判決をもらったけれども実際に回収することができなかった金額は30年間で数億になると思います。金額が大きくなるほど現実の回収は難しいのです。交通事故の場合は、保険会社が支払ってくれますが、それ以外の事件ではなかなかうまくいきません。地下鉄サリン事件の被害者も、残念ながら賠償金を受け取ることができないままです。破産手続を経て被害者に少しずつ配当されるのですが、本来の破産手続では配当は10%程度ですから、死亡した被害者の方で5,000万円、7,000万円の賠償金を判決で認められても、実際には600万円、700万円の賠償金を得たに過ぎないのです。またたとえば、ときどきテレビで報道されることがありますが、浅川さんという被害者は、常に車椅子の状態でもちろん労働能力を喪失していますが、治療費の分も賠償を受けていないのです。私たちは、本来の弁護士の仕事ではないかもしれませんが、何とか配当率を上げるための運動をしなければならぬと考えて、国会議員へ働きかける等さまざまな活動をしました。たとえば、アレフは、目立つ財産は管財人が持って行きましたが、現金や金を隠匿している可能性がある。現実にある信者のアパートの天井裏から現金800万円が見つかったことがあります。

幸いなことに運動の成果として破産特例法（「特定破産法人の破産財団に戻すべき財産の回

復に関する特別措置法」平成11年12月7日法律148号)ができました。通常の破産手続では、破産開始決定の後数年を経て発見された財産を破産財団に組み込むためには、管財人が破産開始決定当時の財産であることを立証する必要があります。しかし、この特例法では、特定破産法人の役員及び構成員等の特別関係者の有する財産が特別破産法人から法律上の原因なく得た財産であると推定される(3条)ことにより、立証責任が転換されています。その意味で、いまでもアレフとひかりの輪は監視されています。また、みなさんの中で破産法を履修している方はご存じでしょうが、破産法では、租税債権は財団債権(148条1項3号)として保護されています(151条)。そうすると、オウム真理教の破産手続において、オウム真理教に対する不法行為債権は、租税債権に劣後することになります。これはおかしいと思います。警察や国の対応が後れたためにこういう状態が発生したのです。この問題については、後に配当に関する特例法(「オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律」平成10年4月24日法律第45号)が制定され、損害賠償債権が租税債権に優先することになりました(2条)。私たちは、被害者救済のためにこのような立法を実現するための運動を始めたのですが、当初は不可能と考えられていました。県庁に協力を要請しても、「先生方は法律家なのだからそんなことはできないことはよくご存じでしょう」と言われました。しかし、そういう法律の常識を越えたことを立法活動としてやることもあるわけです。立法活動というのは、既存の法律を変えようとするものですから、最初から不可能であると思われてしまいがちです。犯罪被害者の権利は、今まではほとんど考えられたことがありませんでした。たとえば、犯罪被害者が、損害賠償請求する準備として仮差押の疎明資料として新聞記事をいろいろ探して提出しても認められませんでした。他に方法がないので、私たちは法廷で提出された陳述等をメ

モして疎明資料として提出したものです。しかし、いまではそれがなくてもいろいろな方法があります。私たちは、こういう犯罪被害者の権利を主張するための手続整備にも力を尽くしました。オウム真理教の破産事件では、こういう努力を積み重ねても、被害者の配当率は30%程度でしたから、最終的にはオウム被害者救済法(「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」平成20年6月18日法律第80号)が制定されました。すなわち、この法律は、一定の額を被害者に補償することを目的としています。この制度により、死亡被害者の場合、3,000万円ほどの補償を国から支出してもらうことができます。しかし、まだ十分な補償とは言えません。他方では3,000名くらいの信者や新しく入信する人々があります。残念ながら、いまだに被害者弁護団は解散することができないままです。みなさんにとってオウム真理教事件は歴史上の話であり、他人事に思えるかもしれませんが、私自身、この活動というのは、アレフやひかりの輪がなくなるまで続けなければならないと思っています。

7 終わりに

最後に、私はたまたま今年横浜弁護士会の会長になりましたが、本来は静かに日常的な刑事事件、民事事件に携わり、また法テラスの仕事をしたいと考えていました。そのもとは、いまお話した2つの事件にあります。とりわけオウムの事件は、私の一生を決めたものだと思います。裁判官や検察官も同じかもしれませんが、たぶん弁護士はこういう事件との出会いによって大きく左右されるのだらうと思います。私たちは、少しは自分で方向を決めることができるとしても、結局は、事件や人との出会いによって左右されるように思います。ただ、そういう中で依頼者や事件に全力でぶつかって立ち向かい、悩み、既存の観念を乗り越えて行こうとすることで初めて新しい地平が開かれるものだと思います。弁護士会の会長も、本当は予定外

だったのですが、たまたま坂本堤さんは私の二期後輩に当たり、また今年も二期下の者が弁護士会を担う順番でしたので、「本来は坂本さんがやっていたのではないかと、私はその代わりだ」という思いでいるのです。またこの仕事をやることで新しいものが見えてくるかもしれないと思っています。

とにかく皆さんとしては、全力でいろいろなものにぶつかって行って欲しい。特に若いときはまず司法試験に全力でぶつかってみてください。仮にうまく行かなくても、学修したことはみなさんにとってプラスになるはず。全力を尽くして初めて見えてくるものがあるはず。私も応援しました期待しています。

質問

○ 以前、神奈川大学の課外講座で、法律を変えるにはどうしたらよいかという質問をしたところ、法律を変えるのは政治家の仕事だと言われました。法律家は法律を変えることができないのでしょうか。

小野 たぶん私もそう聞かれたら無理ですと答えるでしょう。さきほど立法活動の話をしました。基本的には依頼者、被害者の要求をかなえるように努力します。また立法を実現するためには、その要求が一人だけのものではなく、たくさんの人のものであり、周りの人々の共感を呼ぶ状況を作る必要があります。応援してくれる人々が必要です。法改正の要求は、国会議員や政府に提出することになりますが、実際には、議員に働きかけることになるでしょう。したがって、議員さんが「なるほどこれだったら法律を変えることができるでしょう」と理解してくれることが必要です。自分がこういうことで困っているのをなんとかして欲しいというだけでは、同情はしてくれても立法活動には結びつきません。やはり人の広がりがないと行かない。民主党政権ができる前にこのオウム救済法ができたのですが、私たちは、そこまで行き着くまでに政党の幹部を何十回も訪ねて協力を

求めました。その議員さんが理解し、責任ある立場の議員に取り次いでくれたことにより、ようやく法改正が実現したのです。結局は、その要求の内容が議員さんに理解してもらうことができるものでなければならないのです。またたとえば、署名を集めるのであれば、1万人ないし2万人規模のものでなければならないのです。私たちは、そういう署名活動もやりました。まず自分と同じ気持ちの人を増やす。100人の署名があれば、市議員さんは考えてくれるでしょう。法律レベルではその規模がもっと大きいのですが、考え方は同じです。

○ まず弁護士さんを頼りにして良いのでしょうか。

小野 弁護士は立法についてはあまり頼りになりません。私たちは、知恵は絞るけれども残念ながらあまり政治的な力はないのです。

○ 今日のお話とは少しずれてしまうかもしれませんが、小野先生は、旧司法試験の合格者と新司法試験の合格者との間で質的な差異があるとお考えでしょうか。

小野 なんともし難いのです。一番大きいのは世代感覚の違いです。私と私の子どもでも違いがあります。したがって、若い弁護士さんに対して「こんなことも分からないの?」と思ったりすることがありますが、それは、能力ではなく、世代の違いからくる問題かもしれません。ただ、私たちの頃は司法試験の合格者数は500名でしたが、いまは2,000名です。やはり、それは問題があると思っています。たとえば、私は3回司法試験を受けたのですが、2回目の論文試験において500人ずつの段階付けでC評価を受けました。Cというのは、2,000番以内ということです。現行の試験であれば、その成績でも合格したかもしれません。しかし、自分では、あのときに私が弁護士になっていたらおかしいだろうと思っています。さらに1年間勉強した結果、弁護士としての力をつけることができたと思います。現行の試験でも、2,000番というのはちょっとつらい位置ですね。定員

を500名にするか1,000名にするか、1,500名にするかという問題は別論ですが、もう1年必死になって勉強した方が、2,000番で合格するよりも本人のためになるだろうということです。現在でも1番から2,000番まで順位がつきます。しかし、その順位は外部には分からないし、法律家の能力とはまた別です。

私が最近のロースクール生で「良いな」と思っていることがあります。少なくともロースクールの最初の頃の合格者の中には、結構いろいろな社会経験を持っている者がいました。その点は、私たちが司法試験を受けていた時代よりも魅力的であると思います。視野の広い人たちが法曹界に入ってくるのであれば、司法試験の成績とはまた違う能力が生きてくるだろうと思っています。司法制度改革審議会の意見書が求めている新しい法曹というのは、まさに法律馬

鹿ではなくて、いろいろな視野の広い法律家です。すなわち、法的能力は多少低くても視野が広い人を増やすということでした。

司会 もはや終了の時間となりました。まだお話は尽きない様子ではありますが、本日の講演会は以上で終了といたします。小野先生、長時間にわたりありがとうございました。

